

○第5次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧表(平成27年度)

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成27年度取組内容	平成27年度取組実績	今後の課題及び対応策
1 人口増 対策	(1) 都市計画の変更	ア 市街化区域内の開発促進	・昭和48年12月に市街化区域と市街化調整区域に区分され、市街化区域は448.8ha、市街化区域内の残存農地は約32haのうち、一団地(5,000㎡以上)の残存農地は約15ha点在する。	・都市計画基礎調査を踏まえ、開発促進手法等を検討し、市街化区域内残存農地等の開発促進を図る。	・開発行為施行基準改定、周知	・市街化区域内残存農地所有者に対する宅地化等への意向調査を実施した。	・意向調査を踏まえ、開発業者へ情報開示するなど、開発促進を行っている。
		イ 快適な都市環境の形成	・道路網については、都市計画道路の整備率は92.84%(平成23年3月末現在)に達しているが、今後、将来的な道路網の整備が求められている。	・道路網整備のため幹線道路の行き止まりの解消を図る。	・取組路線の事業実施	・白坂久保田2号線の道路用地協議を行った。 ・三国丸林線の測量を行った。	・引き続き用地協議を進める。 ・工事に関する交通安全対策説明会を行う。
			・道路・公園に段差等が存在し、安全面に不安がある。	・高齢者や障がい者等の安全性及び利便性に配慮した、道路・公園整備を行う。	・取組路線の事業実施	・公園園路の段差解消、手すりの設置を行い移動の円滑化を図った。 ・舗装補修を行い高齢者や障害者等の安全性及び利便性の向上を図った。	・波打った歩道及び段差の状況把握を行う。
		ウ 「鳥栖基山都市計画」の線引き等の見直し	・基山町都市計画マスタープラン(平成18年9月策定)を見直す時期に来ている。	・都市計画基礎調査を行い、マスタープランの見直しを行う。	・マスタープランの見直し策定、周知	・具体的課題について、佐賀県と協議を行った。なお、佐賀県が実施する具体的課題についてのカルテ化は28年度に実施する事となった。	・今後カルテ化を行い、都市マスの検証作業並びに見直し策定を実施する。
	(2) 住宅化の促進	ア けやき台マンション計画	・容積率、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線などの様々な制限があり、2世帯住宅にするスペースの確保が難しい。	・今後の長期的なまちづくり方針を策定する。 ・市街化調整区域を含めた町全体の土地利用方針を策定する。 ・市街化区域拡大を含めた調査・研究を行う。	・マスタープランの見直し策定 ・実施施策の検討・協議	・中心市街地の活性化や都市再生整備等による対策を検討していくため、基山町まちづくり検討協議会を設置した。	・基山町まちづくり検討協議会により、今後のまちづくりや定住促進の課題を検討し、町全体の土地利用方針を策定する。
			・けやき台マンション建築予定地については、4棟で270戸の計画だったが、現在2棟にとどまっている。	・マンション建築予定地の宅地計画見直しなどを視野に入れて、住宅化を促進するため、所有者などに継続的な働きかけを行う。	・マンション建築予定地の住宅化促進に向けた働きかけの実施	・事業者がマンション所有者と分譲での対応で協議調整を行っている。	・当面事業者とマンション所有者との協議調整中であり、協議が整い次第、開発の段階で協力できることは協力していく。
	(3) 定住化対策	ア 空き家状況の把握	・町内の空き家について、居住可能建物、居住不可能などの種類別棟数の情報など、十分な把握ができていない。	・空き家状況調査等を行い、町内の空き家等情報を収集する。	・取り組み事業の実施	空き家対策検討協議会を設置し、空き家対策計画等の施策について検討を行った。	空き家対策特別措置法の実施に伴い、すでに施行している基山町空き家等の適正管理に関する条例等を見直し、活用促進の方向につなげていく。
			・町内の空き家について、居住可能建物、居住不可能などの種類別棟数の情報など、十分な把握ができていない。	・空き家状況調査等の結果を踏まえて、空き家等への定住促進を図る。	・取り組み事業の実施	・空き家対策検討協議会を設置し、空き家対策計画等の施策について検討を行った。また、空家等実態調査を実施し、その活用のための空家バンクナビを構築した。	・空き家対策特別措置法の実施に伴い、すでに施行している基山町空き家等の適正管理に関する条例等を見直し、活用促進の方向につなげていく。 空家バンクナビの効果的な運用を行う。
		イ 定住促進	・20代～30代の転出が多く、高齢化が進んでいる。	・町有財産の活用を図る。	・取り組み事業の推進	・中心市街地空きスペース有効活用調査を実施し、活用可能な町有財産の洗い出しと活用方法などを検証した。	・調査結果をもとに、町有財産の有効活用を図っていく。

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成27年度取組内容	平成27年度取組実績	今後の課題及び対応策	
	(4) 企業誘致の促進	ア 企業誘致の促進	・町が整備した工業団地は完売の状況にあるが、国道3号線沿いに小規模の空地や未開発の地域がある	・誘致可能な用地等の情報収集と情報提供を行う。	・誘致可能な用地等の情報収集と情報提供の継続実施	・町内不動産業者への情報収集を行った。 ・企業用地等情報提供制度の周知を行った。 ・佐賀県企業立地ガイドへの情報提供を行った。	・企業用地等情報提供制度について、実績や県制度にあわせた改正の検討が必要。	
			・町が整備した工業団地は完売の状況にあるが、国道3号線沿いに小規模の空地や未開発の地域がある。	・誘致可能な企業用地の確保及び環境整備を行う。	・取り組み事業の実施	・長野地区の開発について、まちづくり課と連携して、地権者及び県と協議を行った。	・工場立地法の特例による緑地面積の緩和を検討するとともに奨励制度の充実を図る。	
	(5) 子育て支援策の推進	ア 乳幼児期からの一貫した子育て支援	・出生から乳幼児期までの保健指導や育児相談体制等については形成されているものの、入園、入学後の継続した保健指導や育児相談体制は確立していない。	・中学生までの一貫したアドバイスを受けられるような専門の家庭児童支援員の設置を行う。	・取組事業の実施	・保育園・幼稚園等の気になる児童について、保健師による巡回見守り・指導を行った。	・これまでの指導状況等をふりかえり、支援が必要な児童に重点的に見守り・指導を行う。	
			・出生から乳幼児期までの保健指導や育児相談体制等については形成されているものの、入園、入学後の継続した保健指導や育児相談体制は確立していない。	・幼稚園、保育所、学校の連携と情報の共有を促進するための各機関による定期的な連携会議を開催する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・就学前の児童は、幼保小連携会議で情報共有を行い、さらに事前対応が必要な児童には、関係機関が協力して支援にあたった。	・就学前の児童の特性等を把握したうえで、学校教育においても適切な指導ができるよう、関係機関の連携と協力をさらに進める。	
			・子育て交流広場での活動を通して、サークル活動はできているが、子育て支援グループへとは成長できていない。	・子育てを通じて仲間を増やし、子育ての様々な問題や課題も自分たちで解決できる絆づくりを推進するための情報交換等のできる場所を提供する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・子育てを通じて仲間が集まり、グループとしての活動をする動きが出てきた。	・グループへの関わり方や支援の方法などを検討する。	
			・子育て交流広場での活動を通して、サークル活動はできているが、子育て支援グループへとは成長できていない。	・町民協働での子育て支援を目指した子育て支援グループや団体等の育成を行う。	・取組実施に向けた検討・協議	・自分の子どもが小さいうちは、自分の手で育てようというグループが出てきた。	・子育て支援グループに対する助成事業等の紹介を行う。	
			イ 医療費等助成制度の充実	・医療費助成制度については、中学校修了までの入院、通院について助成を拡大した。 ・医療費の補助費増大が見込まれる。	・継続して事業を実施するため、普及・啓発を図ると共に、軽度の病気で安易な受診を防ぐための適正受診についての啓発活動を実施する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・子育て支援ガイドブックで、適正受診についての啓発に努めた。	・医療費の申請は増加しているが、不適切な受診によるものではないと思われる。継続して適正受診の啓発に努める。また、対象児童等地域格差がないか適正運用に努める。
				・10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいると言われているが、子どもを持ちたいと願うその治療費は、保険適用されていないため、高額な医療費がかかり、不妊に悩む夫婦を経済面でも苦しめている。 ・基山町は全国平均よりも出生率が低い状況。	・子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	・取組事業の実施 ・取組事業の周知	・平成25年4月1日より実施、平成27年度実績22件となった。 ・広報・ホームページへの掲載、県不妊治療助成申請時に勧奨を行った。	・さらなる周知活動
				・乳幼児や学童のインフルエンザ予防接種は任意接種のワクチンとして位置づけられている。 ・現在、接種費用の全額が保護者負担により実施。	・接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	・取組事業の実施 ・取組事業の周知	・平成25年4月1日より実施、平成27年度実績1,646件となった。 ・広報、ホームページへの掲載、町内医療機関へのポスター掲示を行った。	・さらなる周知

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成27年度取組内容	平成27年度取組実績	今後の課題及び対応策
	ウ 保育体制再編整備 (ア) 保育所	ウ 保育体制再編整備 (イ) 放課後児童ク ラブ	・乳児からの入所が増えている。 ・保育料金を細分化し、負担の軽減を図った。 ・基山保育園、たんぼぼ保育園の園舎が老朽化している。	・乳幼児の保育及び教育について、保育所、幼稚園一体となって検討する審議会の設置を行い、各施設の園児の定員及び園舎等施設整備計画の基礎となる指針を策定する。	・整備計画の策定	・たんぼぼ保育園園舎工事が完了した。 ・基山保育園園舎については、庁舎内の会議を開催した。	・基山保育園の園舎については、庁舎内での会議のあと、保育所運営委員会などの外部意見も検討。 ・審議会については、保育所・幼稚園だけでなく、子育て関係機関などの参加も検討。
			・平成22年度から、小学校1年生～4年生の児童を保育している。(放課後～午後7時) ・長期休業中の利用者が増えている。(午前8時30分～午後7時)	・小学校修了までの利用拡大について、ニーズ調査・検討を行い、運営方針を決定する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・小学1年生から6年生までの利用があった。 ・夏季休業中の利用増のため、臨時教室を開設して対応した。	・長期休業中についての利用が増加し、既存の施設のみでの対応が困難となっている。実施施設の検討をする必要がある。
			・平成22年度から、小学校1年生～4年生の児童を保育している。(放課後～午後7時) ・長期休業中の利用者が増えている。(午前8時30分～午後7時)	・長期休業中等の開所時刻を午前8時に変更する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・平成25年4月から長期休業中や土曜日の開所時間を8時としたことにより、働く保護者が安心して預けられる施設となった。	・保育時間が長時間に及ぶことで、子どもの家庭生活や自立を阻害することなどがいよう配慮する。 ・指導員の確保に努める。
			・平成22年度から、小学校1年生～4年生の児童を保育している。(放課後～午後7時) ・長期休業中の利用者が増えている。(午前8時30分～午後7時)	・地域(各区)にて放課後見守り事業を行う。	・取組実施に向けた検討・協議	・放課後において各区で子どもたちを見守ることが出来る場所があるのか、また見守りを行う人がいるかの検討を行った。	・地区の公民館で見守りできる方の掘り起しが必要。 ・下校距離があるため、确实・安全にあずかれる方法を検討。
	(5) 子育て支援 策の推進	エ 地域との連携・子どもの居場所づくり	・若基小学校では、余裕教室が増加しており、特別教室や教科準備室等に利用されている。	・学校の余裕教室について、地域の交流の場などの利活用を図る。	実施に向けた検討・協議	・余裕教室の現場確認を行ったが、特別教室棟2、普通教室棟3、管理・普通教室棟5と点在しているため、地域の交流の場として活用するには、児童生徒と施設利用者との動線の交錯や、騒音問題等学校の教育活動に支障を及ぼす可能性があることが分かった。	・施設の配置や防音性の確保といった施設計画上の対策を図るとともに、互いの施設における利用方法や利用時間等のルールや活動内容について情報を共有して、その対応が必要となる。また、利用者の把握・特定、更には施設内での名札等の着用の義務付け、不審者対策など学校施設内の安全確保を優先する必要がある。
			・地域子どもクラブへの加入者が減少し、運営面での保護者等の協力が難しくなっている。	・子どもクラブ参加による地域とのつながりのメリットを再度見直し、楽しんで活動できる地区対抗戦などを実施し、子どもクラブ加入率の向上を目指す。	・前年の反省を踏まえて、昨年同様に行事を実施する。	・町子どもクラブ連絡協議会では、各区子どもクラブ会長との協議のうえ、主催事業を実施した。	・加入率は昨年度並みとなっているが、行事等については、参加種目、対象年齢等議論し、参加しやすくなるよう努めている。
			・登下校時の見守り等、地域での独自事業が自主的に行われている。	・登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。	・前年の反省を踏まえて、昨年同様に関連事業を実施する。	補導員、交通指導員、区長会、ボランティア、PTA等の見守りや情報提供が組織的に行われ、学校、家庭、地域が一体となった子どもの安全確保に努めた。	引き続き、それぞれの地域に密着した住民参加や防犯活動等を支援できる環境を構築する。 防犯カメラの設置に向け検討を行った。
			・小学生を対象に子どもの居場所づくり教室事業(行政主導)に取り組んでいるが、参加者は平均40人程度で固定化しつつある。	・公民館等を開放し、地域や老人クラブなどと協働で習い事や見守り等、地域の子どもと大人が集う居場所づくり事業を創設する。	・取組実施に向けた検討・協議	・地域の民生児童委員や青少年育成町民会議の方々の協力により見守りを行った。	・一部事業で地域と連携した事業を行えたが、安定して事業を行える場所の確保が必要。

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成27年度取組内容	平成27年度取組実績	今後の課題及び対応策
		オ 子育て支援施策のPR	・ホームページで制度案内をしている。	・他自治体より優位な施策を町外の人が集まる(通る)場所で案内・掲示する。	・取組事業の評価 ・課題の整理	・窓口及び電話での対応には、丁寧に分かりやすい説明を心がけ、歓迎の意を表すよう努めた。 ・子育て支援ガイドブックを作成し、子育てに関する制度をまとめて紹介を行った。	・制度等の案内、掲示の方策について検討
2 持続可 能な財 政運 営の 実現	(1) 中長期財政計画の随時見直し	ア 中長期財政計画の更新	・平成22年9月に策定されたが、その後改定がされていない。	・国の地方財政に対する考え方や県の動向等を踏まえ、中長期的な財政計画の更新を行う。	・前年決算を反映させ実現可能なものに近づける	・平成22年9月策定の中長期財政計画と実績との乖離についての検証を行った。	・次年度改定に向け、検討する。
			・平成22年9月に策定されたが、その後改定がされていない。	・計画期間としてはおおむね5年から10年を見込むものとし、持続可能な財政基盤の確立に主眼を置き、更新を行う。	・前年決算を反映させ実現可能なものに近づける	・平成22年9月策定の中長期財政計画と実績との乖離についての検証を行った。	・次年度改定に向け、検討する。
	(2) 実質公債費比率の逡減	ア 計画的な起債借入	・公園整備事業や道路改良事業等を中心に、各年度の事業量に応じた起債を行っている。 ・普通交付税の振替え分(一般財源)として臨時財政対策債の発行を行っている。	・臨時財政対策債については、引き続き国が定める発行可能額について起債を行う。 ・その他の起債については、各年度の事業量等を精査し、優先順位を定めることにより、将来の公債費抑制を図る。 ・起債にあたっては、普通交付税の基準財政需要額への交付税措置について考慮し、借入を行う。	・堅実な財政運営を念頭に予算化し、起債を行う。	・起債は、交付税措置のあるものとした。	・今後も起債は、交付税の措置があるものとする。
			(3) 補助金の検証と評価	ア スクラップアンドビルドの徹底	・时限付きの補助金等のうち、陳情等により継続(復活)するものがある。	・スクラップアンドビルドを徹底する。	・予算計上や査定の際に、再度調整を行う。
	イ 補助金等の再検証	・平成21年の補助金等審査委員会にて、一定の見直しが行われているが、「補助事業」ということで削減保留となったものも存在する。			・再度、検討委員会及び審査委員会を設置し、真に必要な補助金かを検証し、継続か否かを判断する。	・基山町補助金等審査委員会を設置し、提言書における補助金等の現状、課題を把握し、交付基準の報告を行う。	・補助金見直しの手順、作業の検証を行った。
		(4) 自主財源の確保(公共施設、町有地の有効活用)	ア 広告料収入の確保	・現在広告について、町の要綱で定めているもののうち、庁用自動車についての実績がない。	・庁用自動車への広告掲載のPRを行う。	・継続的なPRを行う。	・庁用自動車を含めた、広告収入の確保について、検討を進めた。
	・現在広告について、町の要綱で定めているもののうち、庁用自動車についての実績がない。			・新たな広告場所や媒体の研究を行う。	・先進地の事例を研究する。	・庁用自動車を含めた、広告収入の確保について、検討を進めた。	・庁用自動車を含めた、広告収入の確保について、具体的な検討を実施する。

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成27年度取組内容	平成27年度取組実績	今後の課題及び対応策	
		イ ふるさと応援寄附金の活用及び推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本町では、450万円程度の寄附をいただいているが、同じ三養基郡内には、2倍程度、県内には、1億円以上の寄附があった団体もある。 ・制度ができて、数年経つが、活用の実績がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の事業への活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な事業への活用を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金の有効な活用を検討しつつ、制度の推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・27年4月より特産品の贈呈事業を実施した。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・本町では、450万円程度の寄附をいただいているが、同じ三養基郡内には、2倍程度、県内には、1億円以上の寄附があった団体もある。 ・制度ができて、数年経つが、活用の実績がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果を協力者へ報告するとともに、ホームページ等にて公表することで、一層の推進を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用して実施した事業について広報等で報告するとともに、寄附依頼の広報もあわせて行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金の有効な活用を検討しつつ、制度の推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・27年4月より特産品の贈呈事業を実施した。 	
		ウ 町有地等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・神の浦ため池の埋め立てに伴い、利用方法の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・神の浦ため池跡地の有効活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行中の事業について、調査検討を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部道路としての整備を進めながら、有効な利用方法についての調査検討を継続する。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・旧役場、旧公民館跡地について有効活用が図られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧役場、旧公民館跡地等については将来的に使用する可能性があるものの、当面、使用する予定がない土地等について有効活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究結果の実施を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行中の事業について、調査検討を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧公民館跡地については、河川改修に伴う用地利用について関係機関と調整中。旧役場跡地については、引き続き調査検討実施。 	
		エ 町有施設の使用料見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・町有施設の供用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。 ・体育施設、町民会館、憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な使用料への見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定1年目、H29年度の見直しに向けて、整理・検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績を基に、適切な料金設定を行うと共に利用者の利便性の向上を図る 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・町有施設の供用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。 ・体育施設、町民会館、憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設、町民会館、憩の家の使用料についても見直すことにより委託料の適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定1年目、H29年度の見直しに向けて、整理・検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績を基に、適切な料金設定を行い、委託料の適正化を図る 	
		(5) 行政サービスの見直し	ア 町民ニーズの的確な把握及び行政が果たすべき役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野ごとの町民ニーズの把握は、アンケート調査等により行ってきたが、本町の行政全般にわたる調査は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民ニーズを的確に把握するため、本町の行政全般にわたる満足度調査を実施する。また、調査結果の検証を行い、今後の本町行政が果たすべき役割を明確化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・満足度調査の実施 ・調査結果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を基礎データとして、第5次基山町総合計画を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回、中間年度(H32年度)の満足度調査にむけて、各事業の実施を推進する。
			イ 業務連携マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内業務は多岐にわたるため、それぞれの部署で対応を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通な課題に対応するための業務連携マニュアルを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの評価・検証・見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務連携マニュアルの作成対象について、各課に調査を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果に基づき、作成方法等の検討を行う必要がある。
		(6) 下水道特別会計の複式簿記の導入	ア 企業会計方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業は、「独立採算」を原則とし、特別会計で経理している。 ・現在の官庁会計方式では単年度の資金収支は把握できるが、資産や負債等の経営情報が十分に把握できない。 ・経営状況の的確な把握を行い、収支バランスや資産・負債バランスの検証を行う必要がある。 ・流域下水道への多額の財政負担に耐えうる、中長期的な財政計画を策定していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法の法適用を行う。 ・企業会計方式を導入し、複式簿記による経理を行う。 ①貸借対照表等の財務諸表を分析し、経営状況の適正化を図る。②固定資産台帳・施設台帳等の整備を行う。③他の法適用団体との比較検証を行う。④収益バランスのとれた下水道使用料への適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事業を計画どおりに実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公営企業会計の知識習得と会計継続及び効率化のため、マニュアル等の整備が必要である。 ・会計システムを活用し中長期財政計画の策定を検討する。

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成27年度取組内容	平成27年度取組実績	今後の課題及び対応策
	(7) 徴収率の向上	ア 佐賀県滞納整理推進機構との連携	・平成24年度から佐賀県滞納整理推進機構に加入している。	・佐賀県滞納整理推進機構と協力し、徴収率の向上を図る。	・徴収率向上事業の推進	・徴収事務研修会に参加し、滞納整理の実践方法を学ぶと共に情報交換等を行った。 ・27年度は機構へ1名職員を派遣し、滞納整理を強化し、前年度より徴収率が0.6%向上した。	・滞納者の状況を把握し、適切な滞納整理を推進し、徴収率向上を図る。 ・高額及び長期滞納者に対しては財産調査等の調査、捜索を行い、差押等の滞納処分を実施する。
	(8) その他の取組	ア オープンソースソフトウェア(OSS)の導入	・本町で使用しているパソコンはWindowsを使用しているが、一部の自治体では無償で利用できるオープンソースソフトウェアを活用してコスト削減を行っている。	・パソコン導入時の費用削減と文書の管理効率化を目的として、無償で利用できるオープンソースソフトウェアについて全庁的な導入を図る。	・取組事業の実施	・各業務システムとの連携が可能か調査を実施した結果、各業務システムはWindowsOS・Officeを使用しているため、システム改修が必要になるため、高額な費用が予測されたため、現状では取り組まない事とした。	・各業務システムがWindowsOS・Officeを使用しなくても稼働するようになった段階で検討する。
		イ 町長選・町議選の投票時間の短縮	・当日の投票時間は午前7時から午後8時までとなっている。 ・期日前投票も午前8時30分から午後8時まで行っており、住民の方にも浸透し多数の方が利用している。	・現在実施されている当日投票時間の短縮を図る。	・取組事業の実施。	・現状の評価・検証を行ったが、該当年度実施の選挙に係る投票時間の短縮については、見送った。	・再度検討を行う必要がある。
		ウ 旅費の算定方法の検討	・旅費の宿泊料、自動車賃、食卓料について、職区分で単価が異なっている。	・旅費単価について、見直しを行う。	・研究結果の実施にむけて検討する。	・近隣の自治体の調査を実施した。	・今後も引き続き、調査、検討を実施
		エ 循環バスの有料化	・循環バスの料金は無料である。	・基山町循環バス検討委員会報告書(平成23年12月)を踏まえ、有料化と利便性の向上を図る。	・取組事業の実施・周知	・コミュニティバスの利用推進のため地域説明会、夏祭り用臨時便の運航、各イベントでのPRを行った。	・基山町コミュニティバス事業に係る新たな財源確保のため広告媒体の活用促進を図りながら利用者の普及促進のため新たなサービスを実施する。
3 行政サ ービス と透 明性 の向 上	(1) 行政評価の確立	ア 行政評価システムの構築	・基山町まちづくり基本条例第26条(行政評価)により事務事業の評価を行うため職員研修を行った。	・新規事業を決定する際に、新規事業評価表を作成し、必要性・緊急性などを精査し、決定の過程を公表する。 ・職員が事業シートを記入することで、事業の目的を再確認する。 ・計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施する。このPDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的な業務改善を行う。 ・評価結果の公表を行う。	・行政評価の取り組み実施	・全765事業のうち、拡大縮小等を対象とする事業について事務事業評価を行った。	・今後は評価対象業務の整理と評価手法の検討を行い、業務改善に結びつける必要がある。
	(2) 申請等の利便性の向上	イ 外部評価の実施	・町民参加の方法として、基山町まちづくり基本条例第24条のパブリックコメントを実施している。	・内部評価が定着した後に外部評価を導入する。	・外部評価の取り組み実施	・外部評価の実施には至っていない。	・外部評価の方法及び効果について、改めて検討する必要がある。
		ア ホームページの活用	・各種申請書のダウンロードが可能であるが、各課のページまで進まなければ、申請書様式の取得ができない。	・申請書の様式については、トップページに分かりやすい一覧表を掲載し、五十音、用語検索等ができるようにする。 ・条例等にある申請書様式については掲載を拡充する。 ・各種申請書の書き方を分かりやすくするための記載例を掲載する。 ・申請者が直接入力できる様式フォーマットを導入する。	・取組事業の実施	・ホームページに関するアンケートを行い、改善点の洗い出しを行った。 ・トップページの改善、検索項目のカテゴリライズについては現在、整理を行っている。	・ホームページシステム(CMS)の全面更新を踏まえ、導入機能、操作性、可用性、セキュリティ機能等を踏まえ検討する。

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成27年度取組内容	平成27年度取組実績	今後の課題及び対応策
		イ 各種窓口サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 特定の証明書については、午後8時まで時間外交付を行っている。 頻度の低い申請書書式等は、各担当にしか分からないことがあり、窓口対応に時間がかかる現状がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外交付の時間帯の延長及び証明書の種類を拡大する。 ホームページの申請書一覧等を整備することにより、書類の所在について分かりやすくする。 申請者のためのチェックシートを作成する。 窓口対応のチェックや評価ができる体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口サービス向上事業の推進 窓口サービス向上事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動の結果、住民に浸透し利用が増えた。 他課での時間外申請に合わせての利用もあった。 窓口対応に時間がかからないよう、申請に応じて対応の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 交付件数も増加し成果があった。平成28年度からは、個人番号カードを利用して、コンビニ交付を開始する。 スムーズに窓口対応が出来なかった場合は、対応を協議し、今後の窓口対応に生かしていく。
		ア 行政情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開コーナー、図書館においてペーパーで公表している。 広報、ホームページにより公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 町費を支出している一部事務組合等の情報を広報、ホームページにて公開を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開コーナーにて公開を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開コーナー以外の情報発信媒体について、検討を行う。
	(3) 行政情報提供の推進	イ 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開については、「基山町情報公開条例」を制定し、実施している。 広報、ホームページ、出前講座により情報提供を行っている。 予算書のダイジェスト版を平成18年度から発行している。 	<ul style="list-style-type: none"> Twitter、フェイスブック等に代表される新たな情報コミュニケーションツールを導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> Facebookのコンテンツの充実と管理者の増加による情報発信量の拡大を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> Facebookについては、新たな管理者による新たな情報発信を検討する。 広報紙については、カラー化、ユニバーサルフォント化等への対応を検討する。
			<ul style="list-style-type: none"> 情報公開については、「基山町情報公開条例」を制定し、実施している。 広報、ホームページ、出前講座により情報提供を行っている。 予算書のダイジェスト版を平成18年度から発行している。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに「分かりやすい・分かりにくい、役に立った・役に立たなかった」などのアンケート項目を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに関するアンケートを行い、改善点の整理を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 洗い出した改善点や、スマート端末対応、アンケート機能などを含めグローバルナビゲーションを意識した新システムの検討を行う。
	(4) 指定管理者等委託事業の運営状況等の情報公開	ア 指定管理事業の運営状況の情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 体育施設、町民会館、農産物加工場、憩の家は、指定管理者制度を導入している。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営状況等、町民サービスの向上及びコスト削減等の検証を行い、その結果を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の評価・検証を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価・検証を行った業務について、課題の整理を行う必要がある。
	4 町民が主体のまちづくり	(1) まちづくり基本条例による提案制度、町民意見等の反映促進	ア 町民提案制度に反映町民意見等の反映促進	<ul style="list-style-type: none"> 提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。 提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。 ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民の主体的な活動を盛り込んだ提案書の作成を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 基山町まちづくり推進審議会からの答申を受け、町民提案書の様式に提案、意見、要望を選択する欄を設け、提案者自身の意識変化を促した。
			<ul style="list-style-type: none"> 提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。 提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。 ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報、ホームページ、出前講座を活用した制度の周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 広報、ホームページで制度の周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、広報やホームページにより制度の周知を行う。
			<ul style="list-style-type: none"> 提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。 提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。 ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域担当職員による支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 全区の区長と制度の利活用と改善案について、個別に意見交換を行った。 地域担当職員連絡会議で支援要請があった場合の対応案等の協議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域別の課題把握と支援体制強化を図る。

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成27年度取組内容	平成27年度取組実績	今後の課題及び対応策
	(2) 女性の審議会等への登用		<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の提出は、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールにより提出することができ、容易に提案することができる。 ・提案内容については、担当課において調査、検討して回答している。 ・ほとんどが、要望・陳情・意見で終わっており、町全体や地域に効果が波及するような提案は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働推進に係るパンフレットを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度完了
		ア 男女共同参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の内容についての理解が深まっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画がどのようなものか、住民の方に知ってもらうために、広報やホームページにおいて定期的に周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・アバンセの協力で、女性のための政策参画セミナーin基山町を町民会館で実施し、約20名の女性が2回の講座を受講し、神崎市で開催された公開講座にも参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法や第4次男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、町民に対する講演会に加え、広報やホームページで定期的な意識高揚を図る必要がある。
		イ 各審議会等での数値目標の達成	<ul style="list-style-type: none"> ・各審議会等での女性の登用は少ない。 ・「基山町男女共同参画推進プラン」により審議会等委員女性参画率を定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基山町男女共同参画推進プラン」により定めている審議会等委員女性参画率の達成を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・プランの中間年に伴うアンケート調査を実施、新たな目標値等を設定し、広報やホームページでの周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等委員女性参画率の新たな目標値30% (H32) 達成に向けた審議会等への啓発活動に加え、住民の意識高揚を図る必要がある。
		ウ 女性が参加しやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の多くは平日の日中に行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各審議会等に参加しやすい日時、会場等を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね、各審議会等に参加しやすい日時や場所の選定については、男女共同参画の視点から男女間の不公平感は解消されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の審議会等への登用率向上のため、今後とも審議会等の時間や場所を継続調査し、指導等を行い環境整備を図る必要がある。
		エ 登録制の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への参加をお願いしても希望がなく、依頼しても固辞される場合が多い。 ・町から特定の個人に対し参加依頼をしている状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制とし、必要な場合に参加依頼をする。 ・事前に本人の希望や得意分野、そして参加可能な時間帯等を登録しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための政策参画セミナーin基山町の中で、アバンセの女性人材リストへの登録の呼びかけを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リストへの登録まで至らないまでも、NPOやまちづくり活動組織等で活躍される女性を把握し、審議会等への参加を促していく必要がある。
5 効率的・効果的行政組織の確立	(1) 広域行政推進のための共同事業化等の検討	ア 観光事業の他市町との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・本町には基肆城跡や大興善寺など観光資源があるが、町内だけの観光資源では十分なパッケージを提供できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥栖プレミアムアウトレット、九州新幹線、サガン鳥栖など近隣市の観光資源と結びつけることで、観光客に魅力的なパッケージにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光事業の他市町村との連携を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・グランドクロス観光部会において、錦江湾潮風フェスタ(鹿児島市)に出展し、グッズ・パンフレットを配付しPRを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して、他市町との連携した取り組みを実施すると共に、町内の観光資源等を組み合わせた観光ルートの展開を行う必要がある。
		イ 葬祭公園の他市との共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・町単独で管理しているが、今後、高齢化に伴う利用頻度の増加が予想され、炉数、老朽化、立地等の問題もあり現状の施設では対応が困難になる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単独運営や近隣市と連携した共同運営も視野に入れた計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連条例の整備 ・取組事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同運営については、相手方の施設の更新時期までは難しい事項であるので、それまでは施設の長寿命化が必要と感じたため、施設の不具合については細かく調査を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単独運営・共同運営いずれにしても、今後しばらくの期間は施設の適切な管理及び修繕等を行っていく必要がある。小規模の修繕を積み重ねながら、施設の長寿命化に対応していく必要がある。
	(2) 組織機構の適正化	ア 組織の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度から副町長を再配置した。 ・地方分権一括法の制定により、地方への業務量増が考えられる。 ・平成20年4月に課及び係の統廃合を行い、15課30係から10課23係に削減を行った。平成21年度に見直しを行い、11課24係の組織構成となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るためには、各課系の業務量等の標準化を図り、課長と係長が十分に把握できる範囲の業務量を設定する必要がある。 ・その時々々の業務量に合わせた課系の再編を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の検証・評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度検討結果のとおり、平成27年4月1日付で組織機構改革を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回実施した組織機構改革の評価を実施し、見直しが必要な場合、組織機構の修正を行った行く必要がある。

推進政 項改 目革	具体的な 推進方策	取組項目	現状	取組内容(計画)	平成27年度取組内容	平成27年度取組実績	今後の課題及び対応策
	(3) 定数管理の 適正化	ア 定員管理計画の 見直し	・「基山町職員定員管理計画」に基づき人員を配置している。	・必要人員を確保するため、「基山町職員定員管理計画」の見直しを行う。	・「基山町職員定員管理計画」の推進	「定員管理計画」の見直しに向け、検討を行った。	・「定員管理計画」の見直しを行う。
		イ 職員年齢構成の 適正化	・現在は30歳まで採用可能となっていることもあり、20歳代前半の新規採用者が少ない。	・将来、年齢バランスのとれた職員構成になるよう採用試験制度を含めた研究を行う。	・継続実施	・一部専門職の採用について、応募可能年齢を引き上げるにより、職員年齢構成の適正化を図った。	・他市町の状況調査結果を踏まえ、問題点の整理を行うとともに、取組実施へ向けた検討を行う必要がある。
	(4) 人材育成強 化	ア 民間会社等での 研修	・現在は、市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)等の機会を活用し、日々の業務に直結する研修により人材育成を図っている。	・今後の行政運営を考える時に、民間のノウハウや感覚を取り入れることも重要となってくる。受け入れ可能な民間会社等があれば職員を派遣する。	・継続実施	・取組事業実施への検討を行った。	・課題の整理を行うとともに、各種情報収集を行う必要がある。
		イ 職員研修目的での 派遣	・現在は、県、鳥栖市、小郡市との人事交流を行っている。	・基山町の将来を見据え、積極的な派遣も必要である。 ・国や県の機関に研修目的で1年から2年間派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。	・継続実施	・国機関との人事交流を実施した。	・課題の整理を行うとともに、各種情報収集を行う必要がある。
6 民間機能の 活用	(1) 地域組織や 企業、NPO等による 協働活動の 促進	ア 地域組織等の支 援	・民間ボランティアの活動により、防犯パトロールを行っている。 ・立ち番による、登下校の見守りを行っている。 ・社会福祉協議会でボランティアセンター事業の支援を行っている。	・CSO(NPO、PTAなど)組織について、活動の支援と育成を行う。 ・社会福祉協議会と協力し、ボランティア団体との連携を図る。	・取組事業の実施	・社会福祉協議会のボランティアセンターと協力し、把握できる全ての団体に参加を呼びかけ、まちづくり基金事業報告会及び団体間連携に向けたワールドカフェを開催した。	・好評を博した連携模索イベントとして今年度も基金事業報告会の中で実施して、更なるボランティア団体間連携を継続する必要がある。
		イ 地域組織等の知 識活用	・町民提案制度により、地域組織等を含む町民から、まちづくりに関する施策や具体的な事業に関する提案を受け付けている。 ・ボランティアにより「広報きやま」の朗読や点字変換等を行っている。	・ボランティア団体等の提案の促進を図る。 ・行政にない知識や技術を有するボランティア団体等と連携を図り、積極的に協働事業を進める。	・取組事業の実施	・社会福祉協議会のボランティアセンターと協力し、ボランティア団体間の情報交換会と連携模索ワークショップを開催した。	・更に、ボランティアセンターとの協力と情報共有を進め、ボランティア団体の代表を集めた協働化事業検討会議を開催する必要がある。
		ウ まちづくり基金の 活用	・補助事業者に対して、年度あたり20万円を限度とし補助金を交付している。 ・同一の事業に対する補助期間は3年間を限度としている。(平成24年度 8団体 1,501千円)	・まちづくり基金の活用を推進するため、まちづくり基金を活用した事業結果の発表会を開催する。 ・まちづくり基金を活用した事業を広報やホームページに掲載する。	・取組事業の実施	・社会福祉協議会のボランティアセンターと協力し、把握できる全ての団体に参加を呼びかけ、まちづくり基金事業報告会及び団体間連携に向けたワールドカフェを開催した。	・今後も、基金実施団体を含むボランティア団体間連携を図る会議等を開催すると同時に、基山町まちづくり推進審議会からの答申に沿って、より使いやすく連携が図られるまちづくり基金事業へと制度改革する必要がある。
	(2) 指定管理者 制度等の有効活 用	ア 公共施設におけ る指定管理	・体育施設、町民会館、農産物加工場、憩の家は、指定管理者制度を導入している。	・指定管理者制度等を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。	・取組事業の実施	・指定管理者導入可能施設については、ほとんど導入を実施している。このほかの施設については、実施に向け検討中である。	・指定管理者制度についての検証・指定管理者制度導入可能な施設についての検討を行う必要がある。
		ア アウトソーシング の推進	・町有地等の一部は、維持管理(草刈等)を地域の団体に委託している。 ・電算システム開発・管理などは、民間の能力を活用し、効率的な業務を行っている。 ・庁舎等の維持管理については、委託によって効率的な運営を行っている。	・町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。	・取組事業の実施 ・アウトソーシング化の推進	・引き続き、「基山町民会館」と「基山町体育施設等」の指定管理者業務のアウトソーシングを行った。	・新たにアウトソーシングを推進すべき事務・事業等を検討する。